

佐伯神樂（一名堅田神樂）覺書

正 田 泉

佐伯神樂は古くから豊後国佐伯領内各在家に伝統せられたもので、神社の祭式中に織込まれて行われる。即ち儀式化されて居る神樂であります。故に大抵神社の祭式殿（幣殿、拝殿内）で執行われ、神職自ら之に當つて演技奉奏するを本体とせられ、あります。であるから此の神樂執行中は神殿開扉にて、神樂が了つて後に撤齋開扉を為すべき慣となつて居ります。若し戶外又は神社でない屋内等でこの神樂が執行される場合は、神齋を設けて奏せられる次第であります。

神樂に平樂、本手、奥手、とあつて、平樂は普通舞手二人本手・奥手は名目によつて四人又は二人或は一人で、普通四方面舞であるけれども、時宜によつて二方舞、三方舞たることが許される。

囃子は横笛二人又は一人、太鼓締太鼓一人又は二人、手拍子一人とで組織され、笛に順逆、上段、中段、下段と四通りの吹方がありますが、太鼓締太鼓手拍子は只順逆、本拍子の二様であつて聊か緩急の差があるばかりであります。而して舞子囃子手共何れも略立烏帽子、白衣、狩衣、差袴、白足袋等を常用して居るのであります。神樂は祭典中普通昼夜二回行われ、其の夜間に行うものを夜殿神樂と稱して平樂五番を

奏し、昼間行われるものは別に名稱なく平樂七番が奏せられることになつて居るのであります。

神樂の名目には平樂に(一)神開(二)搖廻(三)魔祓(四)玉串(五)御弓(六)長刀(七)華の七番があり、本手奥手に(一)神開(二)入座(三)魔祓(四)玉串(五)御弓(六)長刀(七)神遊(又しんいうとも稱する) (八)御華(九)御劍(一〇)御綱(一一)庭球の十二番がありますから、本手奥手のことを十二番神樂と古くよりいい伝えられて居ります。そして平樂は三大祭等の折奉奏せられ、本手奥手は特別大祭の折か或は個人若くは団体等から特に神社に奉納せられる場合、需に応じて之を奉奏することになつて居ります。

舞の手振は大休(イ)初順逆(ロ)上段(ハ)中順逆(ニ)中段(ヘ)下段(ホ)神樂の名目によつて前下段、後下段と分れて居るのがあります。(イ)追廻し(ロ)結手と稱する七手があり、且つ名目によつて出立、採物を異にして居るのであります。而して本手奥手の区別は舞手に於いて上段部を「七へんがえし」と稱する手振で舞うのが奥手であつて、其の他は本手奥手共に同一手振りになつています。

唱歌は御綱上段中の第二順逆の終りに於いて神樂歌、榊葉の香をなつかしみとめくれば八十氏人ぞ集ひせりけ

る。

を二唱するが、折にふれてかえ歌、

み山には霞降るらし外山なるまさきのかづら色づぎにけり。

落ちたぎち流るゝ水の岩にふりよどめる淀に月の影見ゆ。
の如きを唱ふることもありませす。

庭療神楽にも唱歌並びに唱詞等はあるが、之は奥手上段の舞とともに神楽及び祭式作法等に熟達した停年以上の思想堅実な楽員に限り、起誓文を取交して口伝えられる定めてであります。

此の神楽の起原、年代等はまだ詳かにせられていないが大神氏の遠祖が大和国から伝えられた三輪神楽の流れではないか(藤田生穂氏考)曰或は古く能登国から伝えられたとも、曰又、大神の一族緒方三郎惟業の時、上州(上野の国)沼田から伝えられたともいわれて居ますが、曰と曰とは多少調査をして見ましたけれど信拠なく、曰は頗る興味ある一考と信ぜられ今猶調査研究中であります。と角室町時代以前より古く伝統せられたもの様であります。

明治維新以前には必らず毎年二月初午の日を期して日の出から日没迄、藩主親しく臨場のもとに領内の社人を集め此の十二番神楽を榎荷仕前に奏し、其の技を競わしめたものでありました。木立村汐月直見というは、舞方及び太鼓の名手に

て、其の御剣神楽を奏する時の如き、技実に神に入る思あつて藩主の稱嘆一方ならず、特に其の名を問われたという事も談じ伝えられています。

慶応元乙丑年(月日不詳)には佐伯天領地領の神主一同現南海部郡下堅田村長良神社に相会して談十二番神楽を合意奉奏し、近在十二ヶ村の衆庶参拝ありて感激参観したとの事を今日古老なお打稱えつゝあります。然るに明治維新後は神社祭祀礼典の儀方普く復古整理せられたにもかゝらず、地方神楽の如きは一般頗る軽視閑却せられるに至り、其の筋の變歸も亦神職間の合意奉奏等も殆んど事止みとなり、刺つさ其の技を能すべき神職其人さへ楽員として携わる事をも躊躇するが如き風を来し、為に楽員の員数も年々遞減を見るに至り、随つて各社家に伝統せられた手振も殆んど廢滅せられん迄に衰頽、以來茲に半世期以上を経過しました。依つて之が維持振興には之迄も随分な努力が要せられた次第であります。只其の中に於いて、會つて明治二十四年南海部郡佐伯町より同郡蒲江村(現蒲江町)に通ずる道路(郡内初の県道)が開通せられ、其の竣工祭が行われた折、時の大分県知事岩崎小二郎氏が同郡下堅田村西野なる祭場に臨まれ、奉奏中の此の本手奥手神楽を參觀せられ、規矩あつて、清楚、典雅の趣きを存し且つ其中に勇ましい調のこもつている神楽だと賞せられ「在任中此の手振の神楽を、本県下各地神社の祭

儀に加える様したいものだ」と、時の村長及び属官等に打洩されたそうでしたが、知事は日ならずして福岡県に転ぜられ、随つて神楽振興の機が逸せられた感がありました。

私は當時十三歳でありましたが、かれて五歳の時より該神楽修習中でありました結果、此の開通祭の楽員として舞手の一員に加えられ、明治維新以前より此の神楽の手振を能く堅持せられていた先輩老練の士から、此際一層の鈍磨を課せられ、晝夜週間猛練習を受けました。其の後今日迄聊か精進を打ち続けて参りましたが、之が私をして神楽衰頹期を極めて微力ながら補い得て、且一家伝統の手振を聊か維持し得るたづきを得たことを、ひそかに先輩諸士に対して感謝して居る次第であります。

斯くの如く殆んど廢滅に近づきつゝあつた此の神楽が、偶々宮地直一博士や神宮奉齋会長今泉定介氏、全国神職会幹事山下参次氏等に見出され、且つ神楽が神社の祭式中にこめられてあることが、それがわが神社祭式の本態であることを称揚せられ、昭和五年十一月明治神宮鎮座十周年祭に方り全国七ヶ団体の神事の舞が選ばれた其の中、九州地方代表として吾が神楽が奉納せられる事となつたのは、一般神楽振興の芽生を見る心地がせられ過去の苦難を顧みて、其の感実は無量なものがありません。

元来、此の神楽には別に古来名称とてなく、只単に「御神

楽」又前に記した如く「十二番神楽」といわれていたのでしたが、右明治神宮奉納上京に際し選ばれた全国六ヶ団体神事舞即ち山形県の「ひやま」、埼玉県の「屋台舞」、長野県の「上田獅子舞」、京都府の「赦免踊」、和歌山県の「有田田楽」島根県の「伯耆鷺舞」と夫々名称があるのに、吾が神楽のみ只「御神楽」というのでは不備であつたので、素より堅田郷八幡宮社家所伝の手振のものであるけれども、此の種類のものが旧佐伯領内に伝えられてあるところから、佐伯の名を紹介旁々おほけない事ながら初めて私に於いて「佐伯神楽」と名づけまして前六ヶ団体に加わつた次第でありました。

然るに当時、未だ神楽等に重きをおくものが極めて尠く、神職社職の人々の中にも、「神楽を上京演奏などして却つて恥をかいて知るよ」と迄批評された位でしたが、上京直ちに寸暇なき迄、大仏次郎、里見時、折口信夫、西角井正慶、北野博美、小寺融吉、其他神社局、美術学校、音楽学校の人々等、幾多學者、芸能家の研究に資せられ、其の出演の結果は京都の赦免舞、山形のひやまと共に好評せられ、特に吾が八幡宮所伝の神楽は、南日本の代表的古楽舞として、靖国神社能楽堂及び其の御庭内に於いて、全曲十二番本手奥手の演奏を行い、而して此の間も不絶諸學者、研究家の調査見学がありました。なお引続いて鎌倉八幡宮、日光二荒神社及び床次竹二郎氏等に招かれて演奏の榮を得て帰省した次第であります。

した。以来福岡県、愛媛県及び本県郡内外に招へい出演の事等があつて、漸く此の神楽が人に知られる存在となりました夫から此の種に類する神楽も各自佐伯神楽、佐伯神楽と名称を附する様になつて来ましたから、今は堅田郷八幡所伝のものを一名堅田神楽と称する事にして居ります。

此の如くして幾多学者、芸能家等調査批判のもとに遂に全国的に認められ、昭和二十七年十月廿九日国の無形文化財と

して指定を受ける事になつたのでありましたが、同二十八年十月三十日には伊勢神宮式年遷宮祭奉祝神事舞として奉納差許され、外宮、内宮、五条殿上に於いて本手奥手各八番を奉奏の光栄に浴する事が出来ました。依つて之を記念として永く郷土に保持し、蒼々国の文化財たる資格をして失墜せしめない為にと、郷土の有志相議つて現今此の古舞楽保存後援の団体が組織せられつゝあります。

新著紹介

田北学氏編 続大友史料一

大友史料二巻、編年大友史料二巻を出版した田北氏は、この度続大友史料一を出版されて、久しい学界の待望にこたへられた。本巻に収められたものは、地域的には西園東郡から宇佐の一部にわたる諸家文書で、六十二家四百六十二通の文書である。右によつて判るように、既刊の編年編輯の方法をとらず家分けに排列したもので、地域的に見て近刊の大分県史料東国東、西国東、速見郡諸家文書と大部分重複する。ただし本巻は天文十九年二月十日の二階崩れの變による大友義鑑の横死と義領が家督となつた以後のもので、言わば、義領、義統の二

代のものであると言える。

以上のように家分け編輯の形態をとり、しかも一時代に限定したのは、この時代以後は文書に年次を缺くものが少くない事からする技術上の問題であつて（緒言）、同様の苦しみをなめつゝある後学のものにとつても、またやむを得ない手段であつたと察せられる。

本書の特色は、それぞれの文書に適切な解説の加えられたものが多く、史料内容の理解に頗る便利である。なお掲載されたものは、文書だけに限らず、容易に見られない棟札や墓碑銘等も含まれている。本書の最大の特徴は、末尾に花押集を附載した事で、氏の長年の苦心のあとがうかがわれ、その学問的良心の程を察する事が出来る。收

載された文書も、長文のものも中略の形態をとらず、全文を掲げられた点、研究者にとつては、有難いことである。

以上本書が家分けの体裁をとり乍ら、天文十九年以後に限定された事は、家々の文書を通覧するには不便であるが、編年編輯に全力を注がれて来た氏としてはやむを得ない事であり、続刊の編年史料によつてその欠は補われるであらうし、また大分県史料と併読する事によつて、その不便は克服されるであらう。氏の長年の苦心に対し深く敬意を表すると共に、続刊の一日も早く完結されん事を望むのは、敢えて筆者だけではあるまい。妄言多罪。（別府市北石垣別府大学発行、百部限定 非売配付）
(渡辺澄夫)